

地域処遇ガイドライン(骨子案)について

【ガイドラインの趣旨】

- ◎ 地域社会において処遇に携わる関係機関における、対象者の円滑な社会復帰に向けた相互の役割分担・連携体制のあり方を示す。
- ◎ 対象者ごとの処遇の実施計画の策定やケア会議の開催など、地域における対象者の具体的な処遇の流れを示す。

【主な記載内容】

1. 地域処遇体制の確立
 - 処遇に携わる関係機関における役割分担・連携体制のあり方
 - 本制度における情報の取扱い、精神保健福祉法との関係 等
2. 個別処遇の実施
 - 処遇開始時点における対象者ごとの「処遇の実施計画」の策定
 - 「処遇の実施計画」の策定に向けた「生活環境の調整」
 - 「処遇の実施計画」に基づく処遇の実施、「ケア会議」における処遇の評価 等

52

地域社会での処遇における都道府県・市町村等の役割

